

## コロナ禍における観光需要の本格的な回復に向けた 支援を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、国においては、令和4年10月11日から、海外からの入国制限を緩和するとともに、落ち込んだ観光需要の回復に向けて全国旅行支援がいよいよ実施されることである。

本県においては、地域観光事業支援（県民割）により、県内や北海道、東北各県、新潟県を対象として宿泊料金の割引を行うなど観光需要の喚起策を実施してきた。

しかしながら、令和3年度の本県の主要観光地における観光者数は、約3,006万人であり、令和2年度と比較して約255万人、9.3%増加したものの、コロナ禍前である平成30年度の約4,651万人と比較すると約65%までしか回復しておらず、遠く及ばない状況である。

観光業は消費の促進や雇用の創出など、地域経済を支える重要な産業であることから、観光需要喚起の継続に加え、さらなる観光需要の掘り起こしを進めることにより、観光需要をコロナ禍前の水準まで回復させる必要がある。

よって、国においては、観光の復活を推進するため、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

### 記

- 1 新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、全国旅行支援を継続して実施するなど、切れ目のない観光需要の喚起策が必要であることから、追加の財源措置を講じること。
- 2 観光事業者や旅行者が見通しをもって事業計画や旅行計画を立てることができるよう、早期に需要喚起策の実施方針を提示するとともに十分な実施期間を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年10月7日

衆議院議長	細田博之	殿
参議院議長	尾辻秀久	殿
内閣総理大臣	岸田文雄	殿
総務大臣	寺田稔	殿
財務大臣	鈴木俊一	殿
国土交通大臣	斉藤鉄夫	殿

山形県議会議長 坂本貴美雄